

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（第 2 回）
議事要旨

- 議事の 1 「小中学校における通級による指導の現状と課題について」、事務局からの通級による指導の制度の概要に係る補足説明、喜多委員からの発表、続いて議事の 2 「通級による指導の充実の在り方について」事務局から説明の後、意見交換。
- 東京都では全ての学校に特別支援教室を設置し、巡回による指導をしながら自校通級を行っている。巡回指導を行うにあたり、通級担当教師への兼務発令等に係る任命権者の指示・命令権限の明確化や、旅費の措置等の計画的な実施については、東京都での実践例をヒアリングすると良い。
- 通級による指導の形態にかかわらず、通級担当教師の専門性が大きな課題。東京都において特別支援教室を設置したときも同様の課題があった。
- 通級による指導は自立活動に相当する指導であり、単なる各教科の遅れを補充するものではないが、喜多委員の発表において、学習指導要領の自立活動を参考にした、あるいは踏まえた学校は約60%にとどまるとのことであった。残りの学校では学習指導要領に合わない内容の指導をしている可能性があること、また高校通級も始まったことを踏まえると、通級による指導の内容について整理が必要。
- 就学相談の段階は特別支援学校と小中学校への就学のみであり、通級による指導が必要な児童生徒についての基準が必要。併せて、通級による指導をいつまで続けるのかについても検討が必要であり、指導の形態のみを取りだして議論することは難しい。
- 自校通級と他校通級とで、通級による指導の対象者の違いがあると感じるが、データをとっているのか。
- 自治体ごとに通級による指導を受けている人数のデータがあるが、自治体によって子供の母数が異なるので、パーセンテージで示し地域差がどの程度あるのかを示すべき。
- 特別支援学級を多く設置している地域では通級による指導の対象者が少なく、逆も然りというように、地域によって運用に差があると感じる。また、教師へのヒアリングを通じて、本来子供の実態に合わせて決められるべき指導の対象が、通級による指導の時間数等の自治体でのルールや環境、体制に左右されてしまう現状があると感じる。通級による指導が適切であるかどうかの判断基準が自治体によって大きく異なる印象があるため、そ

の実態を細かく調べるべき。個別の教育支援計画や指導計画の在り方についても、通級指導の担当教師が中心となって作る自治体もあれば、通常学級の教師が中心となって作る自治体もある。このように地域ごとに異なる施策とデータ、課題の整理が必要。

- 自校通級と他校通級の地域差は存在するが、実施体制の違いに基づくものであって、対象者については違いがないのではないかと。ただし、対象者の入級の判断は自治体が行うため、その判断による違いは生じるだろう。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、平成26年度から平成27年度にかけて自らが研究代表者を務めた「発達障害のある子どもの指導の場・支援の実態と今後の指導の在り方に関する研究～通級による指導等に関する調査をもとに～」では、指定都市のような大きな市町では、特別支援教育担当の指導主事もいるなど教育委員会の体制がしっかりしており、通級による指導の対象となる児童生徒について基準をもって判断していた。一方、小さな市町では、そもそも担当の指導主事がないという教育委員会もあり、担当者で相談をして通級による指導の対象かどうかを判断するところもあった。こうした判断の差が地域差につながっていると思われるが、通級による指導に限らず、特別支援教育自体について、大きな地域差があると思う。
- 調査への回答があった市町村は通級による指導が必要だという回答が多かったが、担当者不足や財政的な問題により実施できない自治体もあった。ただし、タクシーを町で借り上げて児童生徒を送迎する等、小さい町も小さい町なりの工夫をしているところはある。
- 視覚障害の児童生徒は、通級指導教室でしっかり指導すると劇的に学習への参加状況が変わり、教育的効果が大きい。しかし、弱視をはじめ希少障害のための通級指導教室が設置されない自治体が多いため、障害種や障害の発生頻度による視点からのクロス集計が必要。
- 希少障害に関して専門性のある指導主事や教員がないことも大きな問題。特に弱視は、全く見えていない訳ではないとともに、行動的な問題として扱われるような行動も起こしにくく、学校が捉える問題としては過小評価されやすい。
- 発達段階に応じて、専門の教科への対応や受験への対応など様々な問題が発生するが、それに対する専門家の介入の頻度はおそらく低い。例えば、大学の障害学生支援を受けている弱視や視覚障害の状況は、ここ10年で200人～300人程度増えており、特に弱視が増えている。その理由は、高校での弱視の措置の仕方が改善したほか、社会が変わり、合理的配慮を訴えやすくなったという状況もあるが、それを受け止める側が成熟していないとい

う問題がある。

- 他校通級について、「通えない」「使えない」ではなく、いかに使えるようにしていくかを具体的に議論したい。
- 高校通級を担当するには高等学校の免許が必要だが、特に希少障害に関しては専門家がいなため、過度に免許に縛られ過ぎるのはどうか。教科に関することは教科の免許が必要だが、数学を解くのに必要なのは弱視レンズなのか、拡大読書器なのか、使い方はどうするのかといったことを判断するには、教科よりもむしろ視覚障害への理解の方が重要なため、免許の枠組みについても議論したい。
- 通級による指導の内容について、児童生徒にとって本当に必要な内容だったのかというアセスメントが必要。実体験として、自分の子供が発達障害の通級指導教室で週2～4時間、何を学んだのかが、保護者である自分には全く見えてこなかった。自立活動の内容は理解するものの、児童生徒に何を目標として何を学ばせるために何を指導したのか、その結果はどうだったのかというデータを取ることが必要。
- 通級による指導の形態によらず、児童生徒が通級による指導を受けていることを他の児童生徒に知られ、負担に感じる事は防ぎようのないことであるため、むしろ他の児童生徒に理解をさせることが必要。
- 通級による指導のメリット等を議論するにあたっては、まず児童生徒が社会に出るために必要で学ぶべきものは何かを明確にすべき。
- 通級による指導は必要だと考えるが、その指導の意味や連携の仕方、児童生徒に応じた対応など、根本的なところから考えていくことが必要。社会に出て行くために必要な力について考えた上で、段階に応じた指導を行うことはもちろん、実際にそれができているどうかという視点も、指導に対する評価を行う上で必要である。
- 平成26年の調査は、教育委員会へのアンケート調査であったが、子供に対して成果があったかどうかについても調査を行っている。アセスメントは必ず事前に行い、子供の実態に応じた指導を行っているはずだが、通級指導教室の増加に対し、通級指導の担当教師の不足や地域差、教育委員会の体制という問題があり、実態として全ての通級指導教室において担当者がアセスメントをきちんと行い判断や指導を行っているとは言いがたい状況があるのではないか。

- 通級による指導の対象となる児童生徒は、通常の学級に在籍して通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒であるから、通常の学級での状況と切り離して考えるわけにはいかない。同じ発達障害の診断がなされた児童生徒でも、通級による指導の適用には違いが出ることも踏まえ、児童生徒個人のみならず周りの児童生徒との関係や教師との関係、在籍しているクラスでの環境といったところからの様々なアセスメントが重要になる。
- 本人が通級による指導に対する必要感や、何を学ぶかについての納得感を持っていないと通級による指導の意味がない。そのため、通級による指導の内容を決して周りの大人だけで決めたり、障害の診断名だけで決めたりするのではなく、トータルな状態像の中で、今、その児童生徒にとって必要な指導を行うという高い専門性が求められる。
- 学級規模が小さい地域によっては障害種の看板を外し、丁寧に児童生徒一人ひとりの困難さやニーズで判断しているところもある。
- 通級による指導の形態のみならず指導時間についても検討が必要。中学生や高校生は、放課後に学習塾のようなスタイルで通っているケースもある。指導の内容も、中学校で学習支援のウエートが増すなど、小中高での指導の内容に違いがあることも通級の難しさである。
- ヒアリングの観点として、交通網や、当該障害種の巡回指導を行いうる学校がどの程度あるのかという地域の資源も加えるべき。通級による指導の体制に関わる観点であり、乗り越えられる課題だろう。
- 通級による指導が必要であることについての保護者や本人、周囲の子供たちへの理解啓発が重要。肢体不自由の分野でも巡回指導を進めて行く上で、どのタイミングで保護者と連携し理解啓発を促すかについての具体的な方法論の検証も必要であり、連絡帳などをうまく活用している学校の事例があれば挙げてほしい。
- 通級による指導は、やって良かったという成果を出す事が重要。あわせて、担い手や質の向上も図っていく必要がある。
- 現職研修に携わる立場から、通級による指導の内容である自立活動について、通級担当の教師がどの程度学んだ上で指導を行っているのかは非常に大きなポイントであると感じる。特別支援学校においても、自立活動の理念や、どのように進めるのかといったことについて十分でないところもあると感じており、通級による指導ではなおこのように

感じる。特に指導内容や、目標、指導内容選定に係る、特別支援学校学習指導要領の自立活動や個別の指導計画の作成・内容の取扱いの部分をどのように参照しているのか懸念される。

- 自立活動は学校種や障害種に限定されるものではないと捉えており、自立活動の観点から実態を見ることも必要。
- 特別支援教育コーディネーターの自立活動に関わる理解も通級による指導の実態に影響し、現状の多様性を生み出す要因になっているのではないか。
- 児童精神科医の立場で、40年前も今も変わらず不登校の児童生徒の対応をする事が多いが、本人がどう思うかという点は重要な視点と感じる。通級指導教室に通った児童生徒が自分自身で良いと感じた場合は、指導も必ずうまくいくことを踏まえると、通級による指導は1つの選択肢であり、指導を受ける児童生徒を主体に考える視点もあって良いのではないか。
- 特別支援教育担当の指導主事を経験した立場から、発達に課題がある児童生徒でも必ず不適応を起こすわけではなく、教師の指導でいかようにもかわっていくことを多く経験している。しかし、何らかの課題があるため、週に1，2時間程度のソーシャルスキルも含めた自立活動を行うことは児童生徒にも良いことである。他校通級では保護者の送迎が必要なため、通級指導教室は自校にあった方が良いと感じる。
- 自校通級の指導を担当する教師の専門性については大きな課題がある。所属している学校でも、発達障害、情緒障害の通級指導教室を3つ持っているが、担当教師3人とも特別支援学校教諭免許状を持っているわけではなく、再任用の方もいる。通級を担当する教師の専門性の向上、人材の発掘、育成が重要であり、現場の管理職の理解も課題。
- 病弱・身体虚弱の児童生徒の通級指導教室の設置状況を都道府県別に見ると、設置されていない都道府県が多い一方、設置されている都道府県では、生徒数が比較的多い。
- 他校通級で病弱、身体虚弱の児童生徒に対応している自治体は、どのように指導を行っているのか。専門の通級担当教師のところへ集中しているのではないか。
- 通級による指導は、病気で学校に行けない児童生徒にとってはかなり有効な仕組みではないかと考える。実際にどういう実態で指導が行われているのかを今後把握して会議でも議論したい。

- 他校通級は地方によっては距離的な問題があり、自校通級は自治体の規模によっては通級担当の教師が確保できないという問題がある中で、一つの可能性としてオンラインでの通級による指導を挙げたい。教育はオンラインでは難しいという意見もありうるが、コロナ禍でのインフラの整備状況や自立活動の内容を見ると、オンラインでもできそうなものがあると感じる。
- 心の診療部での医師の立場から、オンライン診療は広まってきており、自分自身もオンラインでの発達相談を担当しているところ、オンラインでも満足なやり取りができています。1つの選択肢として、自校通級が難しい場合には、自立活動としてオンラインで数人一緒にゲームをするといった工夫もあり得る。
- 特別支援教育は進んだとの印象を持っているが、膠着化している部分もあり、特に管理職において特別支援教育や通級による指導への考え方がどこまできちんと理解されているのか懸念がある。若手の教師についても同様の懸念がある。
- 鳥取県については巡回指導に軸足が移りつつあると感じる。巡回の良さは、児童生徒が慣れた環境の中で指導を受けられるという安心感があるところであろうと思う。また、通級指導担当の教師は曜日を決めて勤務の割り振りをしているため、通常学級の担任や保護者のやり取りもしやすいというメリットがある。
- どのような形態が適しているか、地域によって違いがあるだろうと思われるので、議論していきたい。
- 議事の3「第3回以降の会議のヒアリングについて」、事務局から説明の後、意見交換。
- 通級による指導を利用する際の判定基準について、次回のヒアリングの観点としてほしい。東京都の場合は、本人や保護者の意向が尊重されることが大前提となっている。
- 本検討会議では発達障害のある児童生徒への通級による指導が主な課題となっているが、希少障害のある児童生徒への支援の在り方について、別途検討する必要があると考える。例えば弱視の通級指導教室は東京都ですら極めて少なく、誰が支援をするのかという問題が自ずと出てくる。他の障害種でも似たような事があると思われるので、それぞれの地域の現状を把握しながら対応する事が必要。
- 知的障害を伴う発達障害のある児童生徒への支援をどうするかはきちっと考えていくことが必要。

- 通級による指導形態について、ここ数年の自校通級や巡回による指導が増えていることが通級による指導全体の利用者数の増加に結びついていることは事実であり、これらの形態についてどうすれば良いのかを改めて検討することが必要。
- 通級による指導を、本人や保護者がその意味を理解した上で主体的に受けられる制度にするにはどうしたらよいか検討すべき。通級による指導で学んだことが在籍学級や地域、将来の生活の中にどうつながっているかを実感することが、通級による指導を主体的に受けることにつながっていくのだろう。
- 通級による指導を受けることが適切と思われるにも関わらず、受けていない児童生徒が多いことがわかった。そのような児童生徒が、通級による指導を受けたいと思えるシステム作りや、受けたくても受けられない場合の改善方法について検討することが必要。
- 地域差の議論は重要であり、必要とする全ての児童生徒が充実した通級による指導を受けられるようにするシステムについて今後議論していくことが必要。
- 本人や保護者の理解、納得に基づく指導を行い、通級による指導を活用して良かったという成果が出る事が重要。
- 障害についての理解が、周囲の児童生徒や大人に社会全体としてしっかり備わっていくことが大切。難しい事ではあるが、やらなければいつまで経っても進まないの、本検討会議における議論が少しでも理解を広げ深めていくことにつながると良い。
- 児童生徒が学ぶ事を通して将来必要な力を養っていく場を整えることが周囲の大人の務めであることを踏まえ、今後議論を深めていきたい。